

発議案第 1 号

上越市議会委員会条例の一部改正について

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 2 4 日提出

提出者	上越市議会議員	宮 川 大 樹
賛成者	同	木 南 和 也
同	同	ストラットン恵美子
同	同	宮 崎 朋 子
同	同	高 山 ゆう子
同	同	宮 越 馨
同	同	山 田 忠 晴
同	同	丸 山 章
同	同	小 林 和 孝
同	同	上 野 公 悦

上越市議会委員会条例の一部を改正する条例

上越市議会委員会条例（昭和 4 6 年上越市条例第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

名称	委員の定数	所管
総務常任委員会	8 人	議会事務局、総合政策部、総務部、財務部、防災危機管理部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
厚生常任委員会	8 人	環境部、健康福祉部及びこども・子育て部の所管に属する事項
農政建設常任委員会	8 人	都市整備部、農林水産部、農業委員会及びガス水道局の所管に属する事項
文教経済常任委員会	8 人	教育委員会、産業部及び文化観光部の所管に属する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の上越市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定により設置された総務常任委員会、厚生常任委員会及び文教経済常任委員会の委員、

委員長及び副委員長である者は、それぞれ、改正後の上越市議会委員会条例の規定により総務常任委員会、厚生常任委員会及び文教経済常任委員会の委員、委員長及び副委員長に選任され、又は互選されたものとみなし、その委員の任期は、旧条例の規定による委員、委員長及び副委員長の残任期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項に規定する常任委員会において審査又は調査を継続している事件は、改正後の第2条第2項に規定する常任委員会で当該事件を所管するものに付議されたものとみなす。